

四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第45号

四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定の申請）</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による申請は、<u>介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する別紙様式第二号（一）、付表第二号（十一）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</u></p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による申請は、<u>指定居宅介護支援事業所指定申請書（第1号様式）、居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項（第2号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2から4まで （略）</p>
<p>（変更の届出等）</p> <p>第3条 法第82条の規定による届出は、<u>施行規則第133条に掲げる事項の変更に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（四）</u>及び市長が必要と認めた書類により、<u>同条第2項に掲げる事業の再開に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式</u></p>	<p>（変更の届出等）</p> <p>第3条 法第82条の規定による届出は、<u>施行規則第133条に掲げる事項の変更に係るものにあつては指定居宅介護支援事業所変更届出書（第3号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により、<u>同条第2項に掲げる事業の再開及び同条第3項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては指定居宅介</u></p>

<p><u>第二号（五）及び市長が必要と認めた書類により、同条第3項に掲げる事業の廃止又は休止に係るものにあつては厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（三）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（指定の更新の申請）</p> <p>第4条 法第79条の2において準用する法第46条の規定による申請は、<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第二号（二）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p><u>護支援事業所廃止・休止・再開届出書（第4号様式）及び市長が必要と認めた書類により、それぞれ行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（指定の更新の申請）</p> <p>第4条 法第79条の2において準用する法第46条の規定による申請は、<u>指定居宅介護支援事業所指定更新申請書（第5号様式）及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>
---	---

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市告示第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
<p>（押印の省略）</p> <p>第2条</p> <p>次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。</p>		
規則名	手続又は様式	備考

(略)	
四日市市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成21年四日市市規則第42号）	(略)
四日市市身体障害者福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第15号）	(略)
(略)	

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（平成21年四日市市規則第42号）	(略)	
<u>四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年四日市市規則第21号）</u>	<u>第1号様式から第5号様式まで</u>	
四日市市身体障害者福祉法施行細則（平成15年四日市市規則第15号）	(略)	
(略)		